

資料 11 駐車場として整備する用地における水路等のイメージ

駐車場として整備する用地において、以下の整備を行うこと。

- ・ 駐車場として整備する用地の表面排水は県道側（東側）へ排水すること。
- ・ 駐車場として整備する用地の北側に位置する水路は、西側へ流れており、増田 466-4 及び増田 465 の田に使用できるようにすること。なお、増田 465 の田には、下図のとおり敷地内を通る水路を整備すること。
- ・ 駐車場として整備する用地は、盛土を行うとともに周囲に擁壁を設け、フェンスによる危険防止対策を行うこと（下図の断面イメージ参照）。
- ・ 駐車場として整備する用地の北側に位置する水路と擁壁の間に 0.7m 幅の管理用通路を設け、水路の管理ができるよう適切に舗装すること。

